

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■広域景観形成重点区域(琵琶湖沿岸景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項目	景観形成基準		配慮する内容
	市街地周辺地区	市街地地区	
建築物 (1/4)	位置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、建築物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退します。また、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上かつ琵琶湖側の敷地境界線から2m以上、汀線から10m超の敷地にあつては琵琶湖側の敷地境界線から2m以上、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上、それぞれ後退します。ただし、古くから発達した集落の地区で、湖岸または湖岸道路に接して連たんしている建築物(大規模建築物を除く。)が、周辺の建築物の配置状況を勘案して、景観形成上支障がない場合は、除きます。 ○ 建築物は湖岸道路、琵琶湖側および内湖側の敷地境界線から可能な範囲で後退します。 ○ 水泳場施設(売店、更衣室など)は、できるだけ樹林の後背部に設けるなどの処置により湖岸から目立たないようにするなど周辺の環境との調和に配慮します。 	
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。 ○ 周囲の建築物の多くが入母屋、切妻などの伝統的な建築形態の屋根を持った地区は、原則として、適度に軒を出した勾配のある屋根を設けます。 ○ 敷地内や建築物に付属する設備(屋上に設ける設備を含む。)は、設置位置を考慮するなど目立たないように努めるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。やむを得ない場合は、覆いをするなど修景します。 ○ 太陽光発電設備等を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにします。 ○ 太陽光発電設備等を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させるようにします。 ○ 太陽光発電設備等を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとします。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。 	
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮します。 ○ 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するように努めます。 ○ 周囲の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周囲の建築物の様式を継承した意匠とします。やむを得ない場合は、これを模した意匠とします。 ○ 太陽光発電設備等を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮します。 ○ 太陽光発電設備等は公共空間から望見しにくい形で設置し、付属する配管等の設備等は、建築物と一体とするよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近代的な様式の建築物で形成された地区は、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮します。
	色彩 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ けばけばしい色彩とせず、外壁の色彩の推奨値を基調とし、周辺景観との調和を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ けばけばしい色彩を基調とせず、周囲の建築物の色彩との調和を図ります。

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■ 広域景観形成重点区域(琵琶湖沿岸景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項 目	景観形成基準		配慮する内容																																																					
	市街地周辺地区	市街地地区																																																						
建築物 (2/4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮します。 ○ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮します。 ○ 外壁(太陽光発電設備等を除く。)の色彩は、日本産業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値を次のとおりとします。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 外壁(太陽光発電設備等を除く。)の色彩は、日本産業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値を次のとおりとします。 																																																					
	色彩 (2/2)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 30%;">使用する色相</td><td style="width: 20%;">明度</td><td style="width: 50%;">彩度</td></tr> <tr><td>0.1R～10Y</td><td>制限なし</td><td>10以下</td></tr> <tr><td>上記以外の色相</td><td>制限なし</td><td>2以下</td></tr> <tr><td colspan="3">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推奨値を次のとおりとします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 30%;">使用する色相</td><td style="width: 20%;">明度</td><td style="width: 50%;">彩度</td></tr> <tr><td>0.1R～10YR</td><td>5以上</td><td>10以下</td></tr> <tr><td>0.1Y～10Y</td><td>7以上</td><td>6以下</td></tr> <tr><td>上記以外の色相</td><td>制限なし</td><td>2以下</td></tr> <tr><td colspan="3">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table>		使用する色相	明度	彩度	0.1R～10Y	制限なし	10以下	上記以外の色相	制限なし	2以下	無彩色は、N1～N9.5			使用する色相	明度	彩度	0.1R～10YR	5以上	10以下	0.1Y～10Y	7以上	6以下	上記以外の色相	制限なし	2以下	無彩色は、N1～N9.5			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 30%;">使用する色相</td><td style="width: 20%;">明度</td><td style="width: 50%;">彩度</td></tr> <tr><td>0.1R～10Y</td><td>制限なし</td><td>10以下</td></tr> <tr><td>上記以外の色相</td><td>制限なし</td><td>2以下</td></tr> <tr><td colspan="3">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推奨値を次のとおりとします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 30%;">使用する色相</td><td style="width: 20%;">明度</td><td style="width: 50%;">彩度</td></tr> <tr><td>0.1R～10YR</td><td>5以上</td><td>6.5以下</td></tr> <tr><td>0.1Y～10Y</td><td>7以上</td><td>6以下</td></tr> <tr><td>上記以外の色相</td><td>制限なし</td><td>2以下</td></tr> <tr><td colspan="3">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table>	使用する色相	明度	彩度	0.1R～10Y	制限なし	10以下	上記以外の色相	制限なし	2以下	無彩色は、N1～N9.5			使用する色相	明度	彩度	0.1R～10YR	5以上	6.5以下	0.1Y～10Y	7以上	6以下	上記以外の色相	制限なし	2以下	無彩色は、N1～N9.5
使用する色相	明度	彩度																																																						
0.1R～10Y	制限なし	10以下																																																						
上記以外の色相	制限なし	2以下																																																						
無彩色は、N1～N9.5																																																								
使用する色相	明度	彩度																																																						
0.1R～10YR	5以上	10以下																																																						
0.1Y～10Y	7以上	6以下																																																						
上記以外の色相	制限なし	2以下																																																						
無彩色は、N1～N9.5																																																								
使用する色相	明度	彩度																																																						
0.1R～10Y	制限なし	10以下																																																						
上記以外の色相	制限なし	2以下																																																						
無彩色は、N1～N9.5																																																								
使用する色相	明度	彩度																																																						
0.1R～10YR	5以上	6.5以下																																																						
0.1Y～10Y	7以上	6以下																																																						
上記以外の色相	制限なし	2以下																																																						
無彩色は、N1～N9.5																																																								
素材 (1/2)	<p>ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものとします。 ○ 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とします。 ○ 太陽光発電設備等に付属する配管等の設備の色彩は建築物の色彩と調和したものと努めます。 																																																							
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用します。 ○ 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とします。やむを得ない場合は、これを模した素材とします。 ○ 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面などの大部分にわたって使用することは避けます。 																																																							

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■ 広域景観形成重点区域(琵琶湖沿岸景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項目		景観形成基準		配慮する内容
		市街地周辺地区	市街地地区	
建築物 (3/4)	素材 (2/2)	○ 自然素材の使用に努め、やむを得ない場合は、これを模したものをを用いることとします。これらの素材を用いることができない場合は、周辺の緑化などにより周辺の景観を形成する素材と調和が図れるように配慮します。		
	規模	○ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物などに該当する建築物については、次に掲げる措置を講じることとします。 (ア) 建築物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めます。 (イ) 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、建築物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮します。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量が少なくなるよう努めるとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ります。 (ウ) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、建築物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにします。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とします。 (エ) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山なみがある場合は、建築物の規模は、山なみの連続性に著しい影響を与えないようにします。なお、重要な眺望景観に対しては、山なみを大きく遮へいしない規模とします。 (オ) 中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、建築物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにします。		
	高さ	○ 敷地地盤から13m以下を原則とします。ただし、社寺などの伝統様式による建築物、公益施設は除きます。	○ 湖岸道路と琵琶湖の間の都市計画法第9条第5項による第1種住居地域は、敷地地盤から13m以下を原則とします。ただし、社寺などの伝統様式による建築物、公益施設は除きます。	
	緑化(植栽) (1/2)	○ 敷地内の空き地は、多くの緑量がある緑化に努めます。 ○ 汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努めます。ただし、湾岸施設、造船所などにおいて、機能上建築物と一体になって湖に接して設ける空き地は、除きます。 ○ 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境と調和するよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮して植栽します。 ○ 大規模建築物は、周辺に与える威圧感、圧迫感、および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮します。		

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■ 広域景観形成重点区域(琵琶湖沿岸景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項目		景観形成基準		配慮する内容
		市街地周辺地区	市街地地区	
建築物 (4/4)	緑化(植栽) (2/2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。 ○ 敷地内に生育する樹木などは、できるだけ残します。やむを得ず伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめます。ただし、樹姿または樹勢が優れた樹木は、移植の適否を判断し、周辺への移植に努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に該当する建築物は、敷地の面積の20%以上の敷地を緑化します。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画戸数が5戸以上の集合住宅など(共同住宅、マンション、ワンルームマンション、寄宿舎、社宅その他これらに類するものをいう。) ・ 店舗、工場などの床面積が、都市計画法第7条に規定する区域区分の定めのない地域では150㎡を超えるもの、その他の地域では50㎡を超えるもの ・ 上記以外の自己用住宅でないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に該当する建築物は、敷地の面積の20%以上の敷地を緑化します。 ・ 敷地の面積が、0.1haを超えるもの ・ 計画戸数が5戸以上の集合住宅など(共同住宅、マンション、ワンルームマンション、寄宿舎、社宅その他これらに類するものをいう。) ・ 店舗、工場などの床面積が、50㎡を超えるもの ・ 上記以外の自己用住宅でないもの 	
工作物 (1/3)	垣・さく・へい類(建築物に付属するものを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 ○ 古くから湖辺に発達した集落地や低・中高層建築物が連たんする都市的地域を除き、建築物の敷地では、自然素材の使用に努め、やむを得ない場合は、これを模した仕上げとなる意匠とします。 ○ 湖岸および湖岸道路に面する場合は、できるだけ樹木(生垣)によることとします。 ○ 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。 	
	門(建築物に付属するものを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況と調和が得られるものとします。 ○ 具体的には、建築物に関する基準の色彩とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ げばげばしい色彩を避け、周辺景観との調和が得られるものとします。 ○ 具体的には、建築物に関する基準の色彩とします。 	
	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 ○ 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、落ち着いた色彩とします。 ○ 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湖岸および湖岸道路に面するものは、構造に支障のない限り低くします。 ○ 琵琶湖および内湖の水面に面するものは、できるだけ多孔質な構造とするなど生物の生息環境に配慮したものとします。 ○ 自然素材の使用に努め、やむを得ない場合はこれに模したものを用います。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化などを行います。 ○ 地域の景観を特徴づける擁壁などの構造物が残されている付近では、その様式、材料などを継承し、地域的な景観の創出に努めます。 	

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■広域景観形成重点区域(琵琶湖沿岸景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項目	景観形成基準		配慮する内容
	市街地周辺地区	市街地地区	
工作物 (2/3)	その他 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、湖岸道路から2m以上後退します。また、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上かつ琵琶湖側の敷地境界線から2m以上、汀線から10m超の敷地にあつては琵琶湖側の境界線から2m以上、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上、それぞれ後退します。ただし、彫刻その他これに類するもの(以下「彫刻物」という。)で、芸術性または公共性があり、周辺の景観との調和するものなど ○ 湖岸道路、琵琶湖側および内湖側の敷地境界線から可能な範囲で後退します。 ○ 高さは、敷地地盤から15m以下を原則とし、周辺の建物よりも突出したものとしません。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地は、特に緑化に努めます。 ○ メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの(以下「遊技施設」という。)を除き、すっきりした形態および意匠に努めるとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとします。ただし、彫刻物の形態および意匠は、周辺景観になじむものとし、やむを得ない場合は、湖岸および湖岸道路から容易に望見できないよう遮へいします。なお、芸術作品展などの開催にともない一時的に措置されるものは、除きます。 ○ 必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化します。ただし、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラント、その他これらに類するもの(以下「製造施設」という。)、石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設(以下「貯蔵施設」という。)は、常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じて修景緑化します。また、遊技施設の場合、敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯として植栽します。 ○ 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。 ○ 都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物などに該当する工作物については、次に掲げる措置を講じます。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めます。 (イ) 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮します。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量が少なくなるよう努めるとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ります。 (ウ) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにします。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とします。 (エ) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山なみがある場合は、工作物の規模は、山なみの連続性に著しい影響を与えないようにします。なお、重要な眺望景観に対しては、山なみを大きく遮へいしない規模とします。 (オ) 中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにします。 	

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■広域景観形成重点区域(琵琶湖沿岸景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項目		景観形成基準		配慮する内容
		市街地周辺地区	市街地地区	
工作物 (3/3)	その他 (2/2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる工作物は、上記の他、次に掲げる措置を講じます。 (カ) 遊技施設、製造施設または貯蔵施設は、敷地(都市計画法第8条に規定する用途地域内は、当該施設にかかる敷地の面積が0.1ha以上であるとき。)の面積の20%以上の敷地を緑化します。 (キ) 汚水または排水を処理する施設は、平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、設置位置を考慮するなど目立たないように努め、敷地外周部は、生垣などで緑化し、容易に望見できないようにします。 (ク) 製造施設や貯蔵施設は、できるだけ壁面、構造などの意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、設置位置を考慮するなど目立たないように努めます。 (ケ) 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。 (コ) 太陽光発電設備等は次に掲げる措置を講じます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電設備等は、公共空間からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮します。 (2) 太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものとします。 (3) 太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。 (4) 平面型の太陽光発電設備等を設置する場合で周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じます。 (5) 平面型の太陽光発電設備等の最上部は、目隠し措置の高さより低くするよう努めます。 		
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系(その支持物を含む。)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄塔は、原則として、景観形成重点区域内または湖岸もしくは湖岸道路沿いには設置しません。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図ります。 ○ 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、目立たないよう配置します。 ○ 電柱は、原則として、湖岸沿いおよび樹林の生育域内には配置しません。 ○ 形態の簡素化を図ります。 ○ 色彩は、落ち着いた色彩となるよう努め、周辺景観との調和を図ります。 ○ 古くから湖辺に発達した集落地や低・中高層建築物が連たんする都市的地域では、鉄塔の基部周辺の修景緑化に努めます。 ○ 都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物などに該当する当該工作物については、工作物の項目中その他の規定((ア)から(オ)まで)に掲げる措置を講じます。 		
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採する土地が広範囲にならないよう必要最低限度の伐採とし、周辺景観との調和に配慮します。 ○ 湖岸または湖岸道路から望みできる樹姿または樹勢が優れた樹木は、伐採せず、周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めます。 ○ 高さ10m以上または枝張り10m以上の樹木は、できるだけ伐採しません。 ○ 一団となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないように考慮します。 ○ 伐採した場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、必要な代替措置を講じます。 		

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■広域景観形成重点区域(琵琶湖沿岸景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項目	景観形成基準		配慮する内容
	市街地周辺地区	市街地地区	
屋外における物品の集積または貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、湖岸道路から2m以上後退します。また、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上かつ琵琶湖側の敷地境界線から2m以上、汀線から10m超の敷地にあつては琵琶湖側の境界線から2m以上、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上、それぞれ後退します。 ○ 湖岸道路、琵琶湖側および内湖側の敷地境界線から可能な範囲で後退するとともに、既存樹木の保全に努めます。 ○ 遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、その遮へい措置に見合った高さまでとします。 ○ 事業所における原材料・製品、スクラップなどまたは建設工事などにおける資材などの集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じます。特に湖または湖岸道路に面する部分では、常緑の中高木などで遮へいします。 ○ 農林水産品置場、商品の展示場、ヨット・ボートヤードなどは、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、その敷地の周囲に修景のため植栽します。 ○ 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。 		
鉱物の掘採または土石の類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湖岸および湖岸道路からできるだけ望見できないよう、常緑の中高木により遮へいします。 ○ 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽など必要な緑化を行います。 		
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 造成などにかかる切土および盛土の量は、構造に支障のない限り少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとします。やむを得ず擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとなります。 ○ のり面が生じる場合は、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽など必要な緑化を行います。 ○ 行為終了後、土地の不整形な分割または細分化は避けます。 ○ 駐車場を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周部を修景緑化するとともに、内部空間においても中高木を取り入れて修景緑化し、単調な空間とならないよう配慮します。ただし、やむを得ない場合は、湖岸および湖岸道路から望見できないよう、植栽により遮へいします。 ○ 広場、運動場その他これらに類するものを設置する場合は、当該施設にかかる敷地(都市計画法第7条に規定する市街化区域内は、当該施設にかかる敷地の面積が0.1ha以上であるとき。)の面積の20%以上の敷地を緑化します。 		